

# 中国における 食品安全のポイント

2016年7月26日

在中国日本大使館  
一等書記官 大田光恵  
(食品安全担当)

# 基本データ

- 人口:13.7億人(日本の約11倍)
- 面積:960万km<sup>2</sup>(日本の約25倍)
- 在留邦人数:13万人
- 平均寿命(北京市戸籍住民、2015年):  
81.95歳(男性79.81歳、女性84.16歳)  
(参考)中国の平均寿命(2015年)  
    男性74.6歳、女性77.6歳  
    日本の平均寿命(2014年)  
    男性80.50歳、女性86.83歳
- 死亡原因(北京市戸籍住民、2015年):
  - ①悪性腫瘍(27.4%)
  - ②心臓疾患(25.7%)
  - ③脳血管系疾患(19.6%)

# 中国の歴史

- 1949年 中華人民共和国建国
- 1966年 文化大革命(～76年)
- 1972年 日中国交正常化
- 1978年 改革開放路線決定
- 1993年 社会主義市場經濟を規定
- 1995年 中国食品衛生法施行 ←
- 2001年 WTO加盟
- 2008年 北京オリンピック
- 2009年 中国食品安全法施行 ←
- 2015年 改正中国食品安全法施行 ←

# 法律の施行時期の違い

- 1947年 日本の食品衛生法が施行(~69年の歴史)
- 1995年 中国の食品衛生法が施行(~21年の歴史)

→ 食品衛生対策には約50年の開きがある  
→ つまり、半世紀前にタイムスリップ!

でも、日本で食品衛生法が施行された20年後(昭和40年代)はどの様だったのか?



- ①公害病問題(四日市ぜんそく、イタイイタイ病)の発生
  - ②農薬の環境汚染、食品への残留に対する関心上昇
  - ③うそつき食品(無果汁飲料等)の社会問題化
  - ④カネミ油症事件(米油のPCB汚染)の発生等
- ※PCB:ポリ塩化ビフェニル(ダイオキシンの1つ)

# 社会にインパクトを与えた問題

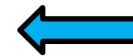
| 問題名     | 内容                               |
|---------|----------------------------------|
| 農薬残留    | 冷凍野菜の農薬残留基準違反が頻発                 |
| 冷凍ギョウザ  | 薬物中毒事件。千葉と兵庫の3家族10名が中毒           |
| メラミン    | 粉ミルクにメラミン混入。乳児に腎結石が発生            |
| 工業用ゼラチン | 工業用ゼラチンの医薬カプセル等への使用(クロム)         |
| 瘦肉精     | 河南省の広範囲で使用が判明(クレンブテロール)          |
| 下水油     | 2010年以降社会問題化。犯罪ネットワークの摘発         |
| 食品偽造    | 飲料水、酒、羊肉、フカヒレ等の偽造食品              |
| その他     | 亜硝酸中毒、薬効成分入り健康食品、<br>使用期限切れ鶏肉の加工 |

# 今後5年間の社会心理予期調査

(中国青年報社会調査センター:2015年)

## ○最も心配していることは？

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 第1位 | 環境汚染    | 65.6% |
| 第2位 | 貧富の差の拡大 | 51.1% |
| 第3位 | 高齢者の介護  | 40.1% |
| 第4位 | 就職・就業   | 37.7% |
| 第5位 | 医療      | 37.2% |
| 第6位 | 食品安全    | 35.3% |
| 第7位 | 都市と農村格差 | 33.0% |
| 第8位 | 官僚の腐敗   | 32.6% |
| 第9位 | 住宅      | 30.6% |



# 今後5年間の社会心理予期調査

(中国青年報社会調査センター:2015年)

## ○今後5年間で改善が期待される分野は？

|     |         |       |   |
|-----|---------|-------|---|
| 第1位 | 官僚の腐敗   | 49.9% |   |
| 第2位 | 医療      | 29.9% |   |
| 第3位 | 住宅及び環境  | 26.9% |   |
| 第5位 | 都市と農村格差 | 25.0% |   |
| 第6位 | 教育      | 24.3% |   |
| 第7位 | 高齢者介護   | 18.0% |   |
| 第8位 | 食品安全    | 17.6% |  |
| 第9位 | 社会・治安情勢 | 15.7% |   |

# 法律及び組織体制の整備

1995年 [中国食品衛生法施行](#)、WTO加盟申請

2001年 WTO加盟

2009年 [中国食品安全法施行\(6月\)](#)

中国食品安全法実施条例施行(7月)

2010年 **国務院食品安全委員会**の設置

2011年 **国家食品薬品安全リスク評価センター**の設立

2011年 第12次5カ年計画発表(3月)/全人代

2013年 行政機構改革の実施

**国家食品薬品監督管理総局(CFDA)**の設置

→CFDAによる国内の食品衛生の一元管理

2014年 食品安全法改正案の提示(5月)、コメント募集(4回)

2015年 改正中国食品安全法の公布(4月、第21号主席令)

改正中国食品安全法実施条例の提示、コメント募集

2015年 [改正中国食品安全法の施行](#)(10月1日～)

2016年 第13次5カ年計画発表(3月)/全人代

# 中央・地方政府の食品安全担当部門と食品の流れ

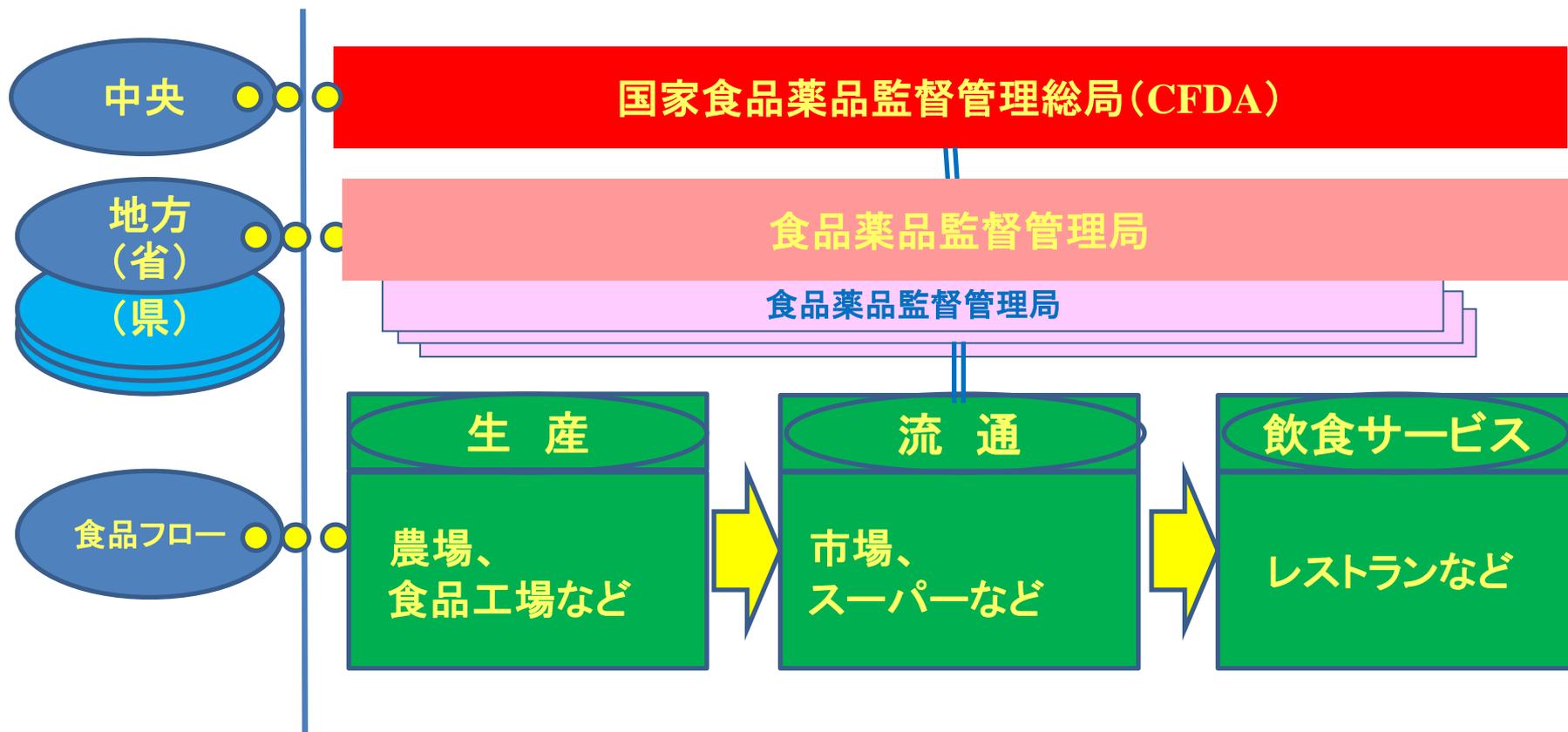
以前

国家質量監督  
検験検疫総局

国家工商行政  
管理総局

国家食品薬品  
管理局

2013年3月～ 管理の一元化



# 中国食品安全法改正の概要

(改正法が目指したもの)

## 1. リスクの未然防止

リスク評価(科学原則)、企業の自己評価(含トレーサビリティ)、上級組織からの報告要請、輸出者等の審査・登録

## 2. シームレスな監督管理

全食品工程の管理、粉ミルク管理、ネット販売、監督管理部門の一元化、リコール、保健食品、SPS第2条遵守

## 3. 厳格な処罰

厳罰化、許可証剥奪、生涯従事禁止、職務怠慢処分の強化

## 4. 社会共同管理

告発報奨制度、食品安全情報公表、虚偽情報流布禁止、食品保険の創設推進

# 現在の重点課題とは？

(2016年食品安全重点作業計画/国務院)

1. 食品安全関係法令・規則の整備
2. 国家標準(基準)等の整備
3. 食用農産品の管理強化
4. リスク管理の強化
5. 重点問題への対応
6. 生産経営主体责任の厳格化
7. 違法犯罪の厳重な取締り及び懲罰
8. 食品安全監督管理能力の強化
9. 食品安全責任制度の実施
10. 食品安全の社会共治の推進
11. 食品安全監督管理体制における権限の統一

# 中国の食中毒発生状況は？

(中国国家衛生計画生育委員会)

| 年    | 事件数(件) | 中毒者(人) | 死亡者(人) | 10万人当たり死亡者数 |
|------|--------|--------|--------|-------------|
| 1985 | —      | 76,213 | 620    | 0.059       |
| 1990 | —      | 47,367 | 338    | 0.030       |
| 1997 | 522    | 13,567 | 132    | 0.011       |
| 2010 | 220    | 7,383  | 184    | 0.014       |
| 2011 | 189    | 8,329  | 137    | 0.011       |
| 2012 | 174    | 6,685  | 146    | 0.011       |
| 2013 | 152    | 5,559  | 109    | 0.008       |
| 2014 | 160    | 5,657  | 110    | 0.008       |
| 2015 | 166    | 6,015  | 118    | 0.009       |

(参考)

○日本の食中毒発生状況(2015年):

事件数:1,202、患者数:22,718、死亡者数:6、10万人当たり死亡者数:0.005

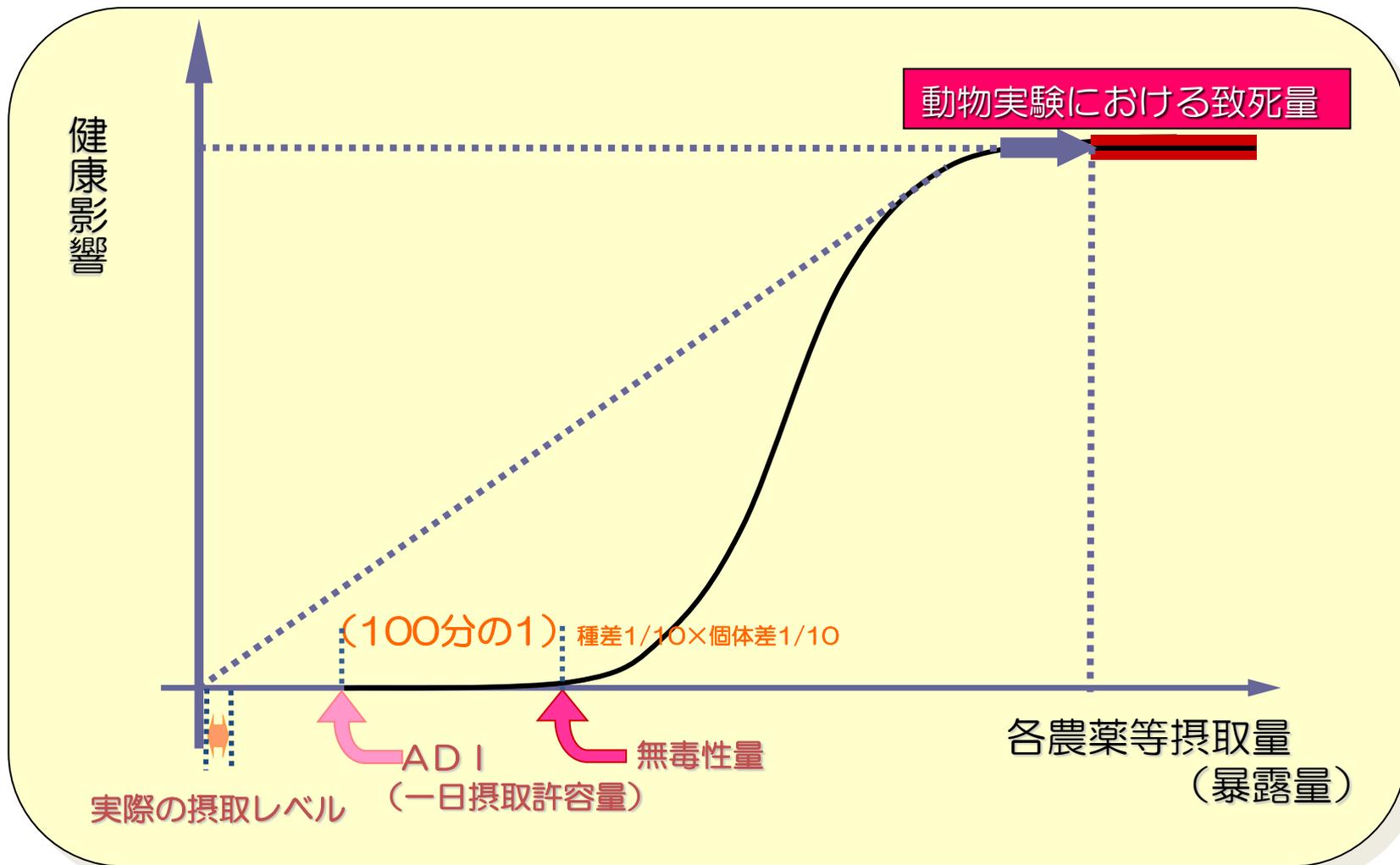
○食中毒の予防方法等(厚生労働省HP):

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/index.html)

# 中国における食品安全のポイント

1. 食品安全は科学です！ ➡ 科学は知識（知識＝安全性）
2. バランスの良い食生活を！ ➡ リスクの分散
3. お店は選ぼう！
  - ➡ 店内が整理・整頓・清潔なお店（店内管理＝商品管理）
  - ➡ お客が多いお店（安全安心＝お客の数）
  - ➡ 海外ブランド食品があるお店（ブランド品＝安全志向）
4. 購入時は十分チェック、財布の紐はゆるめに！
  - ➡ 購入前には十分確認（鮮度、外観、温度、表示、三無食品）
  - ➡ 認証マークは過度に信用しない
  - ➡ 値段は安全性の目安（衛生管理にはコストが必要、偽物対策）
5. サーバー水の過信は禁物！
  - ➡ 偽物がある。超過細菌数、カビ、酵母の検出例
6. 家庭でも衛生管理 ➡ 野菜や果物は良く洗浄（雑菌、農薬等）

# (参考) 農薬等摂取量と人体への影響の関係



ADI: ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日あたりの摂取量

無毒性量: ある物質について何段階かの異なる投与量を用いて毒性試験を行ったとき、有害影響が認められなかった最大の投与量。通常は、様々な動物実験で得られた個々の無毒性量の最小値をその物質の無毒性量とする

# (参考) ADIに基づくリスク管理

